

<資料1>

Press Release

2019年6月27日
日本公認会計士協会

「税制の在り方に関する提言」及び 「令和2年度 税制改正意見・要望書」 の公表について

日本公認会計士協会は、2019年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて「税制の在り方に関する提言」(以下「提言」という。)及び「令和2年度 税制改正意見・要望書」(以下「税制改正要望書」という。)を公表いたしましたのでお知らせいたします。

提言は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うもので、本提言による税制の新設・変更等により社会的問題の解決の一助となり得るものです。一方、税制改正要望書は、主に現行税制の問題等に関する意見・要望と位置づけています。

今年度の特に重要な事項は、以下のとおりです。

【提言】

1. 「デジタル経済への課税について」

世界の企業活動は大きく変化しつつあり、ITを中心とした技術革新に伴い、国境を越えた経済活動が行われる、いわゆる「デジタル経済」が急速に発展している。

しかし、デジタル経済の急速な発展により発生したデジタル・ビジネスに対し、各国の税制は十分に対応できていない。デジタル・ビジネスへの課税に対する利害関係は各國によって様々である中で、どのような指標に基づき、どういった手法で所得の配分を行うかの具体的方法について、国際的な議論をまとめるのは容易ではない。他方で、国際的合意に先立って独自の税制を打ち出す国も始めていることから、国際的合意に達しなければ各国独自の税制が乱立し、ひいては国際的二重課税や予測可能性の欠如を生み、最終的に企業等に負担を強い結果となる。

このような状況下で、デジタル経済に対する課税問題については、2020年に国際的な最終合意を得ることを目標に、OECD 及び G20において急速に議論が進められているところである。

我が国においては、海外の巨大多国籍企業をはじめとする多国籍企業の日本におけるインバウンド所得に対する課税を適切に行うとともに、日本企業の国際的な事業活動を阻害せずかつ過度に複雑にならない、実効性のある税制の設計に尽力されることを望む。

【提言】

1.「シェアリングエコノミーにおける納税環境整備について」

ICTの急速な発展により経済社会構造は大きく変化し、個人等が資産やスキルなどを共有しあうことができるいわゆるシェアリングエコノミーや、単発又は短期の仕事を請け負える働き方（ギグエコノミー）が拡大しつつある。これにより、働き方、サービスの提供の方法などが従来と大きく変化し、具体的には、サービス等の授受を行うプラットフォームを提供する事業者（以下「プラットフォーマー」という。）が介在することで、多くの個人がサービスの提供者として経済活動に参加することができ、個人間の取引も容易に行えるようになっている。このような状況において、現状の申告納税制度では無申告や過少申告が生じる余地があり、これを放置しておくと、課税の公平性の観点から問題が生じる可能性がある。

一方で、プラットフォーマーに対して過度に課税を補足させる仕組みを整備させたり、サービス等を提供した個人に全ての納税手続を求めたりした場合には、その整備のためのコストや納税手続の煩雑さからビジネスの発展を阻害しかねない。

このような経済社会構造の変化に対処する税制として、バランスのとれた納税環境の整備を行い、課税の公平性を確保していくことが必要である。

【税制改正要望書】

1(1).「法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重すること」

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣習に従って計算される期間利益は、企業業績の実態を表す指標として最も妥当なものである。法人税法においても、1965年（昭和40年）全文改正における課税所得計算規定の明確化以来、企業会計の基準が尊重されており、このことは理論的にも、また、実務を簡素にするという意味からも、重要な意義を有している。このような企業会計を尊重する立場は、「収益認識に関する会計基準」に整合的に対応するために措置された平成30年度税制改正にも見られるところである。

しかし一方で、1996年（平成8年）11月の税制調査会「法人課税小委員会報告」において、税法と商法・企業会計との目的の違いから、税法が商法・企業会計における会計処理と異なった取扱いをすることが適当なことがあるとの考え方が示されて以降、課税ベースを拡大・適正化しつつ税率を引き下げるという税制改正の方針の下、法人税法では債務確定主義の徹底と保守的な会計処理の抑制及び会計処理の選択性の抑制・統一

が進められてきた(梶川幹夫他『改正税法のすべて 平成10年版』大蔵財務協会、266-268頁)。

こうした過去の法人税法改正に伴い、企業会計の基準と法人税法との乖離が拡大し、特に課税所得計算では費用・損失の認識にタイムラグが生じる傾向にある。この結果、課税所得が企業業績の実態を反映しなくなり期間的な担税力の測定が歪められる事態となっている。また逆に、投資意思決定有用性を重視するために将来予測や期末時価評価を多用する企業会計の基準に従う利益計算が担税力測定を歪め、企業の成長力を削ぐおそれもある。

このように税法と企業会計の基準とでは目的が異なることから、両者の規定を完全に一致させることは不可能ではあるが、今後の法人税法改正に当たっては、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」については、企業会計の基準を十分に尊重し会計と税務がいたずらに乖離することは避けつつ、目的の相違のために異ならざるを得ない会計処理は税法の「別段の定め」によって明確化し、申告調整を通じて課税所得計算に反映させるような見直し又は配慮を検討されたい。

なお、企業の確定した意思表示としての会計処理及び申告調整等を税務上も幅広く認める場合、利益計算に恣意性が介入する余地がある。しかし、会計監査人の監査を受けしており税務コンプライアンスが整備されている上場会社等においては、このような恣意性が排除できていると考えられることから、債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容されたい。

【税制改正要望書】

3.「ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること」

近年、民間企業によるスタートアップ投資(コーポレート・ベンチャーキャピタル)が増えている。我が国企業が技術開発に対する自前主義のこだわりを脱し、小回りの利くベンチャー企業の技術開発力を活用して、迅速な製品化を促す起爆剤として、コーポレート・ベンチャーキャピタルは期待されている。

税制に関しても平成31年度税制改正において、研究開発型ベンチャー企業との共同研究や委託研究に関する試験研究費の税額控除制度が追加され、ベンチャー企業の技術開発力を活用するきっかけづくりには資するものと考えられる。しかし、これだけではベンチャー企業の支援としては十分ではなく、資金調達面についてさらなるインセンティブが必要と考えられる。具体的には、法人がベンチャー企業に投資した際の、投資額の一定額の損金算入制度、税額控除制度の創設を検討されたい。

また、関連する点として個人がベンチャー企業に対し投資をした際の所得税の優遇税制(エンジェル税制)についても、ベンチャー企業の資金調達力を円滑化する観点から、

投資対象企業の条件緩和、他の所得との損益通算、税額控除制度との選択適用など検討されたい。

以 上